

北海道身体障害者新聞

発行人 (社団)北海道身体障害者福祉協会 会長 赤坂 勝
 札幌市中央区北二条西7丁目(かでの2-7)
 電話 011-251-1551
 F A X 011-251-0858
 ホームページ www.hokushinkyō.or.jp
 北海道障害者社会参加推進センター
 電話 011-251-9302
 毎月 25日発行
 会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
 非会員 同 2,000円

「骨格提言をないがしろ」

障害者の声届かず

障害者自立支援法に替わる新法の骨子を厚生労働省が明らかにした。厚労省案は自立支援法を廃止せず改正し、新法とみなす為昨年八月に取りまとめた骨格提言が殆んど反映されておらず各方面から反発の声が相次いでいる。

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会では昨年提言した六十項目のうち反映されたのは三十項目だけと指摘。

全国盲ろう者協会理事で同部会委員の福島智東大教授は「弱者の立場に立つて政権を取ったはずだ」と民主党の姿勢に疑問をぶつけた。改正案の中身についても骨格提言とはかなりの差があり、特に、社会適応力などが重視されずに分類され、自立支援法施行時に障害者の実情に沿わないサービス提供につながる恐れがあると問題視された。「障害程度区分」は、「法施行後五年をめどに検討し必要な処置を講じる」とどまり、事実上先送りされた。

さらに、障害者が地域社会で共生する「地域移行」に向けた策も具体性に乏しい。

こうした状況で、知的障害者を代表して障がい者制度改革推進会議の構成員の土本秋夫さん(札幌、ビープルファースト北海道会長)は「一年以上にわたる今までの議論は何だったのか。政府は部会が提出した骨格提言を、責任を持って法律に取り込んでほしい」としている。W T (民主党の障がい者ワーキングチーム)

でも「こんな案では障害者に説明がつかない」「廃止を強調すれば野党の賛成が得られず法案が成立しない」など議員の意

見もまとまっていけない。訴訟団の主催で緊急フォーラムが開催され、「廃止する約束を守って」と、元原告や支援者が全国から参議院議員会館に集まり一行は、

一、支援法を廃止すると明記した条項を設けた上で廃止する。

一、障がい者制度改革推進会議福祉部会がまとめた骨格提言を反映させたものにする。これらを国(厚労省)と国会に強く求めた。

障害者の間で批判が起きているのは、違憲訴訟を通じ、原告の障がい者と被告の国との間で自立支援法を廃止することが公文書で確認されたにもかかわらず、厚労省から自立支援法の改正で対応する案が示されたため。二〇〇八〜〇九年に十四地裁で七十一人が人権侵害だと起訴した違憲訴訟は、十年一月、訴訟団と国(厚労省)との間で「国は障害者の尊厳を傷つけない。反省を踏まえ今後の施策を立案する。」「おそくとも十三年八月までに自立支援法を廃止し、新法を実施する。」などと

する基本合意文書を作成し、調印。訴訟上の和解が成立した際には、総理大臣が原告らに直面して陳謝した。

こうした、手続きを経ていくことから、弁護団長は「総理大臣や厚労大臣が国として明言し

たことが守られないなら、国家として成り立たない。あの基本合意がなければ訴訟は続いていた」と強調している。

「障害者自立支援法」
 「二〇〇六年施行。身体、知的、精神、の障害ごとに分かれていた福祉サービスを一元化した。サービス量に応じて原則一割を自己負担する「応益負担」になったため、障害が重い人ほど支払が増えるとして反発した。障害者らが各地で国を提訴。支援法廃止と新法制定を条件に十年四月までに国と和解。同十二月に改正法が成立し本年四月から支払い能力に応じた「応益負担」になる。」

平成二十三年年度、通訳・介助員現任研修の開催

【平成二十三年年度通訳・介助員現任研修が三月九日、札幌の道民活動センターに於いて、全道各地から十九名の方が参加され、(社福)全国盲ろう者協会、村岡美和氏を講師に招き開催されました。】

概略は次の通り
 北海道身体障害者福祉協会が北海道から受託し、実施している「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」は今年で三年目となり、今回の研修には、北海道身体障害者福祉協会に登録されている全道四十名の内、十九名の通訳・介助員の方が札幌はもとより、函館、旭川、帯広、白糠、等遠方からも参加されました。

開講式では、主催者である北海道身体障害者福祉協会、常務理事 司より挨拶があり日頃の活動と遠方からの参加にも御礼を述べ、通訳・介助員派遣事業の現状と今後の課題と現任研修の目的に触れ、講師の北海道障がい者保険福祉課、主任 佐々木雅之氏(ささきまさゆき)と

全国盲ろう者協会、村岡美和氏(むらおかみわ) 両名にお礼を述べ開講式が終わりました。

午前最初の講義は北海道障がい者保険福祉課 佐々木雅之主任から、障がい者福祉制度及び派遣事業の概要をテーマに、地域生活支援事業の内容説明と、派遣事業の概要説明、障害者自立支援法事例集の講義の後質疑応答があり、予定の五十分を終えました。

休憩後、通訳介助実習(実技)では、二人がペアとなり交代で通訳・介助員役と、耳栓、アイマスク、ヘッドホン、デジタルプレイヤーを身につけた盲ろう者となり、病院の受診受付と、航空券の予約受付を各々、実習、体験しました。

その後、記入した受付表の見えて、盲ろう者の希望通り記入されているか検証いたしました。

午後からは、通訳介助場面の事例検討(演習)をテーマに場面一 内科受付、場面二 診察室、場面三 薬局受付、の通訳・介助場面を医師役、受付役、盲ろう者役、通訳・介助員役を、全国盲ろう者協会 村岡美和さん他二名と北身協 古館氏が演じました。

その後、全体で通訳・介助員の行動、正確な盲ろう者の意思



述べて開講式が終わりました。 司常務理事 泉の挨拶開講

研修会最後は、意見交換会を実施。助言者として、村岡美和氏、北海道障がい福祉課 東秀明主幹、佐々木雅之主任、泉 司常務理事が参加し、六名の方から、前もって提案があった要望事項について、改めて内容の説明を頂き、各々助言者から回答のやり取りで活発な質疑応答となり、予定時間を二十分オーバーして午後四時、通訳・介助員研修を終えました。

主な要望事項は次の通り
 ※病院、役所等の用事以外に話し相手なども認めてほしい。
 ※派遣依頼の予定が一月単位で前もって分かれば教えてほしい。
 ※盲ろう者通訳・介助員養成講座を地方でも開催してほしい。など。

午後からは、通訳介助場面の事例検討(演習)をテーマに場面一 内科受付、場面二 診察室、場面三 薬局受付、の通訳・介助場面を医師役、受付役、盲ろう者役、通訳・介助員役を、全国盲ろう者協会 村岡美和さん他二名と北身協 古館氏が演じました。

その後、全体で通訳・介助員の行動、正確な盲ろう者の意思

伝達、医師の指示、受付、薬局でのやり取りについて検証後、質疑・応答がありました。

事例検討場面の風景

意見交換会の一コマ



事例検討場面の風景

意見交換会の一コマ

意見交換会の一コマ

意見交換会の一コマ

意見交換会の一コマ

社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所
 代表取締役 関 喬
 札幌市中央区南三条西六丁目
 電話代表(〇一)二四一〇九八六番

株式会社 札幌義肢製作所旭川支店
 支店長 舛田裕司
 旭川市五条通十二丁目
 電話(〇一六六)二四一五三三番

有限会社 野坂義肢製作所
 札幌市中央区南三条東四丁目
 電話(〇一)二二二一四〇六番

有限会社 河笠義肢製作所
 小樽市長橋四丁目七番二十九号
 電話(〇一三四)二二一三〇四二番
 (〇一三四)三三二一七〇〇二番

株式会社 馬場義肢製作所
 函館市豊川町一五の二
 電話(〇一三八)三二二六五五番
 札幌市北二条七条二丁目
 電話(〇一)七四一三〇三番
 室蘭市母恋北町一の三の六
 電話(〇一四三)三二二五九九番
 釧路市富士見一五の九
 電話(〇一五四)四一三五四六番

株式会社 田村義肢製作所
 札幌市中央区北四条東五丁目
 電話(〇一)二〇一七二七七番
 帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地
 電話(〇一五五)二二四八九番

有限会社 三愛義肢製作所
 代表取締役 柏崎カネ
 岩見沢市志文町九二三番地二六
 電話(〇二五)二二二六四三番

株式会社 協和義肢製作所
 岩見沢市三条西八丁目
 電話(〇二五)二二二二七三九番
 F A X (〇二五)二二二四一七六一八番

有限会社 美唄義肢製作所
 代表取締役 松田清勝
 美唄市東七条北四丁目七番九号
 電話(〇二二六)六二一〇九三二番

有限会社 千葉義肢製作所
 釧路市若草町七番二号
 電話(〇一五四)二二一〇三八二番
 F A X (〇一五四)二二一〇九八八番

「1」協力を「町内会の回覧協力による日身連収益事業は、あなたの協会に還付されております。」

